

岩手県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
歯科福成医院	釜石市新町13番21号	平成25年3月31日
西大通り薬局	花巻市西大通り一丁目7番10号	〃
大槌おおのクリニック	上閉伊郡大槌町新町8番10号	平成25年4月10日
あおば薬局	奥州市水沢区字横町211番地	平成25年4月14日
アイン薬局北上店	北上市村崎野17地割172番地1	平成25年4月30日
守口医院	遠野市材木町2番25号	〃
さとう整形外科・リウマチ科クリニック	奥州市前沢区向田一丁目16番1	〃
ほしがおか・花城薬局	花巻市星が丘一丁目8番20号	平成25年5月6日
奥中山高原歯科クリニック	二戸郡一戸町奥中山字西田子1311番地	平成25年5月20日